

改正

規定と委員会があれば大丈夫!とっていませんか?



障害者差別解消法の 施行に向けて

～大学等が準備しておくべきこと～

オンライン
セミナー

配信
日時

第1部 オンデマンド配信

令和4年8月31日まで

対象

大学等の経営層(学長、副学長等)及び
支援担当者、入試担当者



努力義務と
義務の違い

施行(3年以内)までに
必要な体制整備

合理的配慮提供の範囲と
過重な負担

令和3年6月4日、改正障害者差別解消法が公布され、合理的配慮の提供は、民間事業者(私立大学等が含まれます)も義務となりました。改正法は、公布日から3年を越えない範囲において施行するとされています。これまでの**努力義務から義務になったこと**で何が**変わるのか**、**施行までに何を準備しておかなければならないのか**。施行されてからでは間に合わない、今から取り組むべき課題について、オンラインセミナーで解説します。

+シンポ

セミナー第2部、事例
検討シンポジウム
「合理的配慮提供の
課題を読み解く」
も配信中!

詳細は裏面を
ご覧ください。

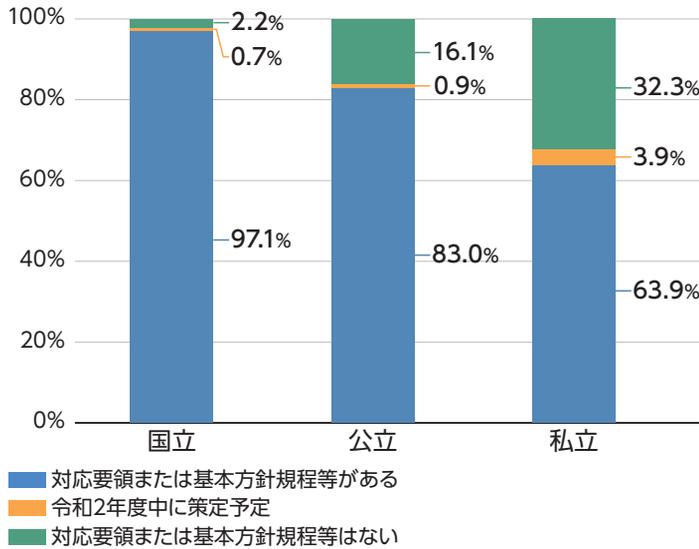


独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

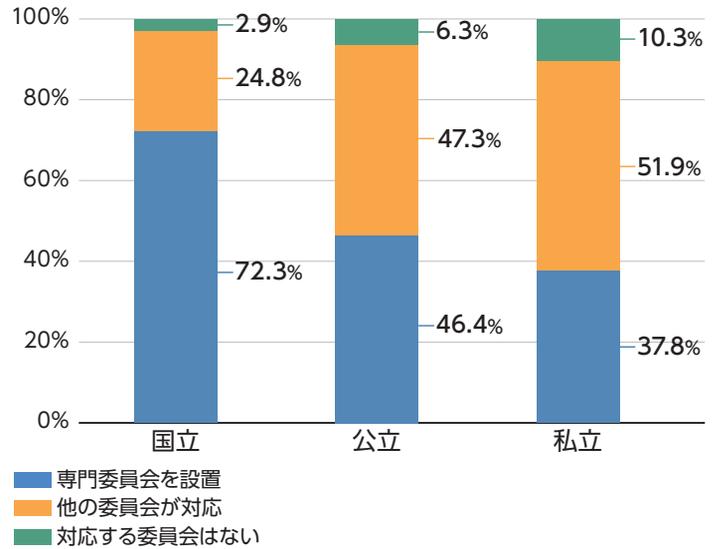
体制の整備は急務!!

対応要領または基本方針等、貴学の基本姿勢を示す規定は整っていますか？
 障害者差別解消法への対応は、一部署が行なえば良いものではなく、今後は特に、全学的な取組としなければなりません。受入から卒業まで、事務部門、教育部門を問わず、全学の意識統一が必要です。特に、体制の整備が遅れている大学等においては、施行までの3年弱の間に、まず、これらを整備することから始める必要があります。

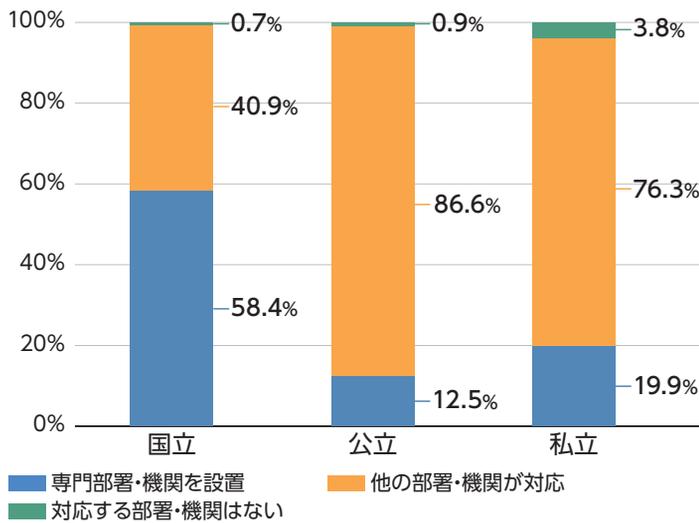
障害者差別解消法に関する対応要領等 [設置別]



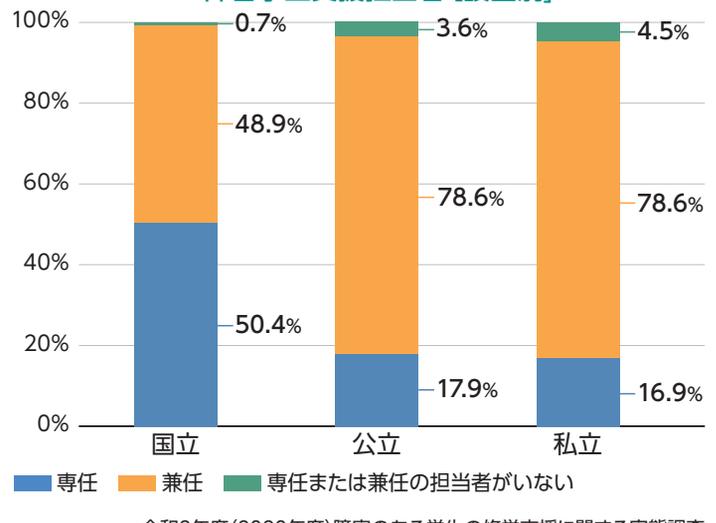
障害学生支援に関する専門委員会等 [設置別]



障害学生支援担当部署 [設置別]



障害学生支援担当者 [設置別]



令和2年度(2020年度)障害のある学生の修学支援に関する実態調査

オンラインセミナー 第2部

改正 障害者差別解消法の施行に向けて

～合理的配慮提供の課題を読み解く～

配信日時 令和4年8月31日まで

対象 大学等の経営層(学長、副学長等) 及び支援担当者、入試担当者

受講申込 JASSOウェブサイトよりお申込みください。

https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_kaiketsu/index.html

お問合せ 独立行政法人日本学生支援機構学生生活部障害学生支援課障害学生調査・分析係
 TEL:03-5520-6176 E-Mail:shienka02@jasso.go.jp

